

設 計	検 算	係 長	課長補佐	課 長

令和 8 年度

道 路 事 業

道路橋定期点検委託業務（8－2） 見積参考資料

- ・見積参考資料は入札参加業者の迅速で適正な業務費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではない。
- ・入札においては見積参考資料に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
- ・見積参考資料に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

業務場所	高知市	上本宮町	外	道 路 整 備 課
業務日数	－	日間	着手 令和 年 月 日 完了 令和 9 年 2 月 15 日	

業務金額		円	業務委託理由
内 訳	業務価格	円	
	消費税及び 地方消費税 相 当 額	円	業務の概要
業務請負対象金額		円	
消費税及び地方消費税相当額抜きの 工事請負対象金額		円	
摘 要			

設計業務（橋梁点検）

設計協議（点検）

N= 1 式

定期点検

N= 104 橋

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量設計費					
設計業務					
設計協議(点検)					
打合せ協議					明細表 第1号
	式	1			
定期点検					
計画準備					明細表 第2号
	式	1			
定期点検					明細表 第3号
	式	1			
報告書作成					明細表 第4号
	式	1			
直接経費					

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
その他直接経費					明細表 第5号
	式	1			
直接経費					
旅費交通費率分					
	式	1			
電子成果品作成費					
	式	1			
直接原価					
その他原価					
	式	1			
業務原価計					
一般管理費等					
	式	1			
設計業務価格					

委 託 費 内 訳 表

[illegible]

明細表 第 3号
定期点検

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
定期点検 橋梁面積20m2未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	30			単価表 第 5 号
定期点検 橋梁面積20m2以上50m2未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	27			単価表 第 6 号
定期点検 橋梁面積50m2以上100m2未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	12			単価表 第 7 号
定期点検 橋梁面積200m2以上500m2未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	1			単価表 第 8 号
定期点検 河内神橋 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	1			単価表 第 9 号
定期点検 敷が奈路橋 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	1			単価表 第 10 号
定期点検 琵琶橋歩道橋 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	1			単価表 第 11 号
定期点検 橋梁面積20m2未満、部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有 前回点検の道路橋毎の診断結果が判定区分 I	橋	12			単価表 第 12 号
定期点検 橋梁面積20m2以上50m2未満、部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有 前回点検の道路橋毎の診断結果が判定区分 I	橋	15			単価表 第 13 号
定期点検 橋梁面積50m2以上100m2未満、部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有 前回点検の道路橋毎の診断結果が判定区分 I	橋	2			単価表 第 14 号

明細表 第 3号
定期点検

明細表

[illegible]

明細表 第 4号
報告書作成

明細表

[illegible]

明細表 第 5号
その他直接経費

明細表

[illegible]

単価表 第 3号

現地踏査

単価表

(10)

金額：

内容：橋梁面積100m2未満

1 橋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	1.00			人件費
技師(B)	人	1.00			人件費
技師(C)	人	1.00			人件費
	(	10	橋 当り		)
	(	1	橋 当り		)

単価表 第 4号

現地踏査

単価表

(10)

金額：

内容：橋梁面積100m2以上500m2未満

1 橋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	1.50			人件費
技師(B)	人	1.50			人件費
技師(C)	人	1.50			人件費
	(	10	橋 当り		)
	(	1	橋 当り		)

単価表 第 5号

定期点検

単価表

(10)

金額：

内容：橋梁面積20m2未満
部材単位及び橋梁毎の健全性の診断：有

1 橋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	3.75			人件費
技師(B)	人	3.75			人件費
技師(C)	人	3.75			人件費
技術員	人	3.75			人件費
	(	10	橋 当り		)
	(	1	橋 当り		)

単価表 第 6号

定期点検

単価表

(10)

金額：

内容：橋梁面積20m2以上50m2未満
部材単位及び橋梁毎の健全性の診断：有

1 橋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	4.50			人件費
技師(B)	人	4.50			人件費
技師(C)	人	4.50			人件費
技術員	人	4.50			人件費
	(	10	橋 当り		)
	(	1	橋 当り		)

単価表 第 7号

定期点検

単価表

(10)

金額：

内容：橋梁面積50m2以上100m2未満
部材単位及び橋梁毎の健全性の診断：有

1 橋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	6.50			人件費
技師(B)	人	6.50			人件費
技師(C)	人	6.50			人件費
技術員	人	6.50			人件費
	(	10	橋 当り		)
	(	1	橋 当り		)

単価表 第 8号

定期点検

単価表

(10)

金額：

内容：橋梁面積200m2以上500m2未満
部材単位及び橋梁毎の健全性の診断：有

1 橋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	13.50			人件費
技師(B)	人	13.50			人件費
技師(C)	人	13.50			人件費
技術員	人	13.50			人件費
	(	10	橋 当り		)
	(	1	橋 当り		)

単価表 第 9号

定期点検

単価表

(1)

金額：

内容：河内神橋

1 橋 当り

部材単位及び橋梁毎の健全性の診断：有

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	0.40			人件費
技師(B)	人	0.40			人件費
技師(C)	人	0.40			人件費
技術員	人	0.40			人件費
	(	1	橋 当り		)

単価表 第 10号

定期点検

単価表

(1)

金額：

内容：敷が奈路橋

1 橋 当り

部材単位及び橋梁毎の健全性の診断：有

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	1.20			人件費
技師(B)	人	1.20			人件費
技師(C)	人	1.20			人件費
技術員	人	1.20			人件費
	(	1	橋 当り		)

単価表 第 11号

定期点検

単価表

(1)

金額：

内容：琵琶橋歩道橋

1 橋 当り

部材単位及び橋梁毎の健全性の診断：有

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	0.55			人件費
技師(B)	人	0.55			人件費
技師(C)	人	0.55			人件費
技術員	人	0.55			人件費
	(	1	橋 当り		)

単価表 第 12号

定期点検

単価表

(1)

金額：

内容：橋梁面積20m2未満、部材単位及び橋梁毎の健全性の診断：有
 前回点検の道路橋毎の診断結果が判定区分 I

1 橋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	0.20			人件費
技師(B)	人	0.20			人件費
技師(C)	人	0.20			人件費
技術員	人	0.20			人件費
	(	1	橋 当り		)

単価表 第 13号

定期点検

単価表

(1)

金額：

内容：橋梁面積20m2以上50m2未満、部材単位及び橋梁毎の健全性の診断：有
前回点検の道路橋毎の診断結果が判定区分Ⅰ

1 橋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	0.25			人件費
技師(B)	人	0.25			人件費
技師(C)	人	0.25			人件費
技術員	人	0.25			人件費
	(	1	橋 当り		)

単価表 第 14号

定期点検

単価表

(1)

金額：

内容：橋梁面積50m2以上100m2未満、部材単位及び橋梁毎の健全性の診断：有
前回点検の道路橋毎の診断結果が判定区分Ⅰ

1 橋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	0.35			人件費
技師(B)	人	0.35			人件費
技師(C)	人	0.35			人件費
技術員	人	0.35			人件費
	(	1	橋 当り		)

単価表 第 15号

定期点検

単価表

(1)

金額：

内容：橋梁面積100m2以上200m2未満、部材単位及び橋梁毎の健全性の診断：有
前回点検の道路橋毎の診断結果が判定区分 I

1 橋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	0.40			人件費
技師(B)	人	0.40			人件費
技師(C)	人	0.40			人件費
技術員	人	0.40			人件費
	(	1	橋 当り		)

単価表 第 17号

報告書作成

単価表

(10)

金額：

内容：部材単位及び橋梁毎の健全性の診断：有

1 橋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	0.50			人件費
技師(A)	人	1.00			人件費
技師(B)	人	3.00			人件費
技師(C)	人	1.00			人件費
技術員	人	1.00			人件費
	(	10	橋 当り		)
	(	1	橋 当り		)

単価表 第 18号

報告書作成

単価表

(1)

金額：

内容：部材単位及び橋梁毎の健全性の診断：有
 前回点検の道路橋毎の診断結果が判定区分 I

1 橋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	0.05			人件費
技師(A)	人	0.10			人件費
技師(B)	人	0.30			人件費
技師(C)	人	0.10			人件費
技術員	人	0.10			人件費
	(	1	橋 当り		)

諸 經 費 計 算 情 報

[illegible]

数量表 (8-2)

名称・規格・条件	単 位	数 量
打合せ協議		
打合せ協議 中間打合せ1回	業務	1
計画準備		
業務計画書作成 点検橋梁数100橋以上200橋未満	業務	1
現地踏査 橋梁面積100㎡未満	橋	100
現地踏査 橋梁面積100㎡以上500㎡未満	橋	4
定期点検		
定期点検 橋梁面積20㎡未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	30
定期点検 橋梁面積20㎡以上50㎡未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	27
定期点検 橋梁面積50㎡以上100㎡未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	12
定期点検 橋梁面積200㎡以上500㎡未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	1
定期点検 河内神橋 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	1
定期点検 敷か奈路橋 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	1
定期点検 琵琶橋歩道橋 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	1
定期点検 橋梁面積20㎡未満、部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有 前回点検の道路橋毎の診断結果が判定区分Ⅰ	橋	12
定期点検 橋梁面積20㎡以上50㎡未満、部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有 前回点検の道路橋毎の診断結果が判定区分Ⅰ	橋	15
定期点検 橋梁面積50㎡以上100㎡未満、部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有 前回点検の道路橋毎の診断結果が判定区分Ⅰ	橋	2
定期点検 橋梁面積100㎡以上200㎡未満、部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有 前回点検の道路橋毎の診断結果が判定区分Ⅰ	橋	2
特殊高所技術 ロープアクセス	日	3
報告書作成		
報告書作成 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	73
報告書作成 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有 前回点検の道路橋毎の診断結果が判定区分Ⅰ	橋	31
その他直接経費		
橋梁点検車 運転 BT-200相当 オペレータ付き、燃料費含む	日	5
特殊高所技術器材 スタティックロープ、特殊高所器材損料、支点作成用器材損料、 点検器材(カラ・ビテオ等)使用料、諸雑費	日	3
交通誘導警備員 交通誘導警備員B	人	9

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、高知市（以下「発注者」という。）が発注する道路橋定期点検委託業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 ウィークリースタンス

本業務は、業務の環境等を改善することを目的としたウィークリースタンスの対象業務とする。業務着手時の打合せにおいて、1週間の各曜日における受発注者間相互のルールや約束事・スタンス等を受発注者間相互で確認・調整のうえ、目標の設定を行い、履行期間中は原則、設定した目標を受発注者間相互が遵守しなければならない。

参考）高知市技術監理課 HP

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/weeklystance.html>)

第3条 通則

本業務は、次の図書に準拠又は参考として行うものとする。ただし、本業務期間内において当該図書及び関係する調書等が改訂されたときは、適用する準拠図書等について、発注者と受注者とが協議により定めるものとする。

- (1) 道路橋定期点検要領（技術的助言）（令和6年3月 国土交通省道路局）
- (2) 道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）（令和6年3月 国土交通省道路局）
- (3) 基礎データ収集要領（道路橋）令和6年版（2024年8月）
- (4) 高知県道路橋定期点検要領（案）（令和6年12月 高知県土木部道路課）

第4条 共通仕様書の準用

本業務は、「高知県測量業務共通仕様書」、「高知県地質・土質調査共通仕様書」、「高知県土木設計等共通仕様書」等に基づき実施しなければならない。ただし、「調査職員」を「監督職員」に読み替えるものとする。

第5条 目的

本特記仕様書は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第35条の2第1項の規定に基づく道路橋の点検に関する委託業務の履行に際して必要な事項を定めることにより、設計図書等の内容の統一的な解釈及び運用を図るとともに、適切な業務の履行の確保を図ることを目的とする。

第6条 管理技術者

- 1 管理技術者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による技術士で、建設部門のうち選択科目を「鋼構造及びコンクリート」又は総合技術監理部門で選択科目を「建設－鋼構造及びコンクリート」に限る。）とするもの。
 - (2) 一般社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM 登録簿」に登録されている者で、専門部門を「鋼構造及びコンクリート」とするもの。
 - (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 3 条第 1 号のロの規定により大臣が認定した者で、専門部門を「鋼構造及びコンクリート」とするもの。
- 2 管理技術者は、業務着手時及び成果品納入時の打合せ協議に立ち会うものとする。

第 7 条 機械及び仮設備等の使用

- 1 受注者は、現地踏査に基づく近接手段の検討の結果、橋梁点検車等の機械及び仮設備等が必要と考えるときは、その使用について、発注者と協議することができる。
- 2 前項の協議により機械及び仮設備等の使用の必要があると認められた場合において、発注者は、設計図書等の変更を行わなければならない。
- 3 受注者は、橋梁点検車等の使用により道路を占用するときは、交通誘導警備員（警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条に規定する認定を受けた警備業者の警備員に限る。）を配置しなければならない。

第 8 条 業務実績データ作成、登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上となる場合、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第 2 章 業務内容

第 9 条 打合せ協議

- 1 打合せ協議を実施する時期及び内容は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 業務着手時（初回協議）

業務着手時において、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、既存資料等の貸与を行う。なお、初回協議は着手日から平日 10 日以内に行うものとする。
 - (2) 中間打合せ

現地踏査は初回協議から平日 10 日以内に着手するものとし、現地踏査終了時

において、業務計画及び実施計画の変更の必要性、新技術等活用の検討等について打合せを行う。

(3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点において打合せを行う。

- 2 発注者及び受注者は、業務の適切な履行の確保のため必要があると認めるときは、前項の規定によらず、随時、協議を行うものとする。

第10条 計画準備

業務計画書作成、部材番号図の作成及び修正、現地踏査及び関係機関との協議資料作成を行う。

(1) 業務計画書作成

業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。また、定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

(2) 部材番号図新規作成

初回点検となる橋梁においては、「高知県道路橋定期点検要領（案）（令和6年12月 高知県土木部道路課）」に従い、部材番号図を作成すること。

(3) 部材番号図修正

基準の改訂等により修正が必要となった部材番号図を、最新の基準に合わせて修正する。

(4) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

第11条 新技術等活用の検討

新技術等の活用の検討においては、「新技術利用のガイドライン（案）（平成31年2月）国土交通省」を参考にするとともに、「点検支援技術性能カタログ（橋梁・トンネル）令和8年3月 国土交通省」に記載されている仕様確認が行われた技術から選定することを基本とし、本業務において有用な新技術を積極的に活用するための検討を行うものとする。検討により採用可能と判断された新技術等については監督職員との協議により採用を決定された後に活用するものとする。

第12条 定期点検

(1) 現地点検及び診断（健全性の診断）

橋梁点検車あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視、または近接目視による場合と同等の評価が行える他の方法（新技術等の活用）により行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と径間毎、橋梁毎の診断を行う。

(2) 特殊高所技術

特殊高所技術は、特殊高所作業及び特殊高所調査とりまとめを行う。

(3) 点検記録様式の作成

点検結果及び診断結果について、「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）」の記録の手引きに基づき、同要領にある点検表記録様式「様式 1、様式 2、様式 3」（Microsoft Excel）を作成し記録するものとする。また、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）」を基にした様式「高知市点検調書」（Microsoft Excel）（項目は「橋梁諸元」、「補修履歴」、「現況写真台帳」、「損傷程度の評価記入表」、「損傷写真台帳」、「損傷図」、「部材番号図」の 7 項目）も作成し記録するものとする。なお、前回点検で、道路橋毎の健全性の診断結果が判定区分Ⅰの橋梁は、今回点検での「高知市点検調書」の作成を「損傷写真台帳」及び「損傷図」の 2 項目とする。ただし、路下に鉄道又は他の管理者の道路を有する橋梁については、前回点検の判定区分がⅠでも点検調書は 7 項目作成するものとする。

(4) 点検記録様式について

点検調書作成を支援する新技術等の活用により、「高知市点検調書」の 7 項目のひとつでも書式が変更となる項目がある場合は、書式の変更について監督職員と協議を行うこと。

(5) その他記録の補完

必要に応じて道路管理者が保有する道路台帳（橋梁調書）等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

第 13 条 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行う。なお、点検表記録様式「様式 1、様式 2、様式 3」（Microsoft Excel）及び「高知市点検調書」（Microsoft Excel）については、ファイル形式を変更せず電子媒体でも納品すること。

第 14 条 成果品

成果品は、次の表のとおりとする。

1 成果品一覧表

項目	納品形式	規格等	部数	備考
成果品	紙媒体	A4 版	1	報告書一式
データ	電子媒体	CD 又は DVD	2	報告書一式、図面データ、写真等

2 紙媒体の成果品は、発注者・受注者が押印した原本を添付すること。

3 データ中の写真は、JPEG 形式（拡張子「.JPG」）とすること。

4 部材番号図や損傷図の CAD データは、JWCAD ソフトで取り扱える形式（拡張子「.jww」）で提出すること。

5 点検の結果、前回点検時から橋梁諸元や判定等が変更となるものは資料をとりまとめの上、発注者に報告すること。

第 15 条 業務途中における成果の報告

受注者は、発注者から請求があったときは、業務の途中であっても、時点までの成果を取りまとめて報告しなければならない。

第 16 条 業務途中における成果の使用

発注者は、前条の規定により引渡しを受けた成果について、発注者の責により使用することができる。

第 17 条 緊急の処置を要する損傷を発見した場合の取り扱い

受注者は点検途中、緊急の処置を要する損傷を発見した場合には、写真等の損傷状態が把握できる書類を揃え、速やかに発注者に報告しなければならない。

第 18 条 疑義の決定

本業務に関し疑義があるとき又は本特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議により定めるものとする。

第 19 条 熱中症対策対象業務

現場の施設や設備に対する熱中症対策（作業員個人に対する費用を除く）を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行う。なお、協議により認められた対策については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。

第 20 条 成果品の検査

- 1 成果品の検査は、管理技術者の立ち会いのうえ行うものとする。
- 2 成果品の検査に要する費用は、受注者が負担するものとする。
- 3 円滑な検査実施のため、受注者は報告書のダイジェスト版を作成し受験するものとする。

第 21 条 中立性の保持

受注者は、常に建設コンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

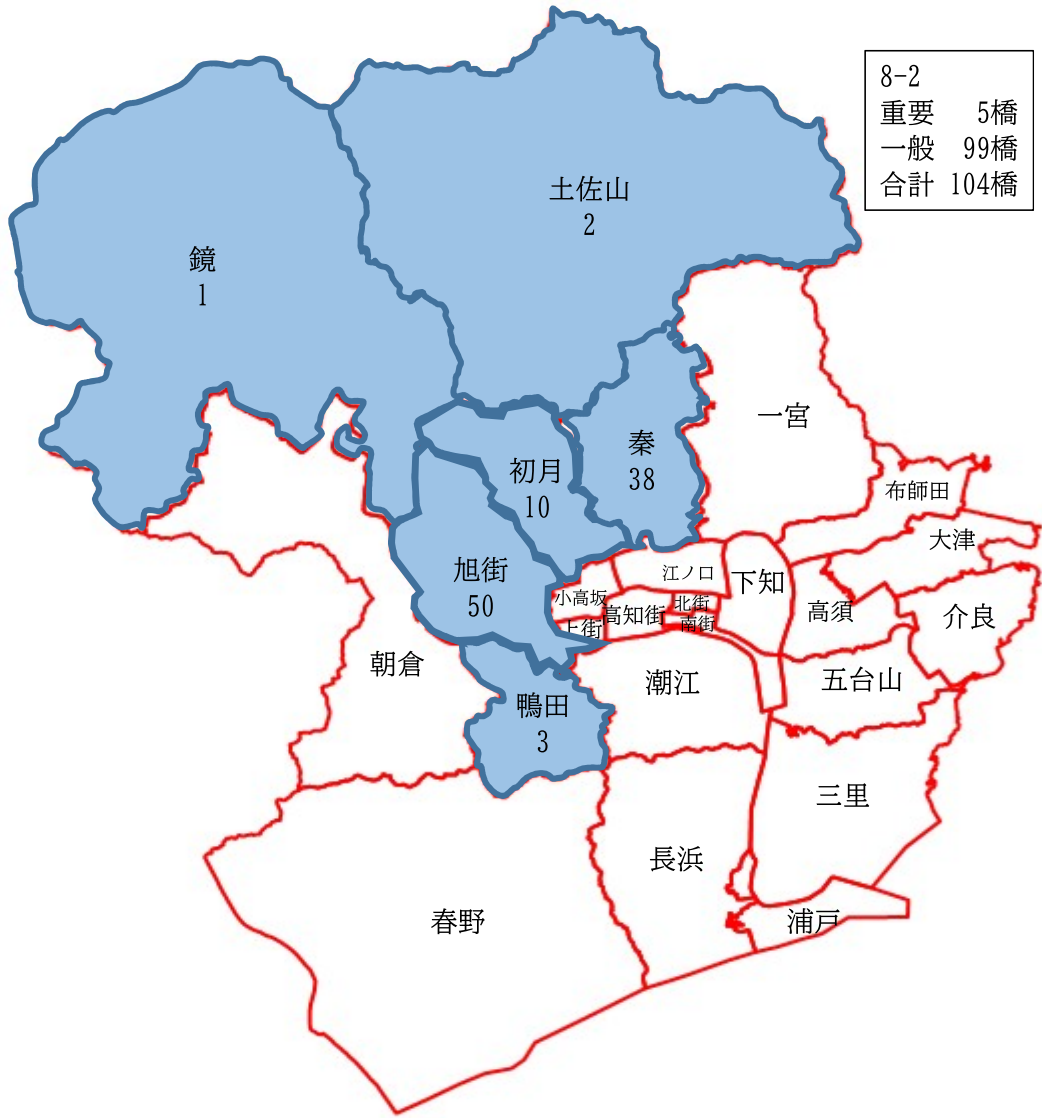
第 22 条 点検表及び点検調書の提出期限

本特記仕様書第 13 条にある「点検表」及び「高知市点検調書」の提出期限は、紙媒体、電子媒体ともに履行期間末から平日 10 日前とする。ただし、橋下水路の通水を止めることができるのが報告書の提出期限後である等、点検作業に制約条件のある橋梁については、発注者と受注者とが協議により提出期限を定めるものとする。

区域別 橋梁No.	道路橋名	路線名	橋長(m)	径間数	幅員(m)	全幅(m)	面積(m2)	備考
1	旭街26号線2号橋	市道旭街26号線	14.80	1	3.00	3.80	56.24	橋梁点検車 BT-200
2	旭街145号線1号橋	市道旭街145号線	9.60	1	4.60	5.77	55.39	橋梁点検車 BT-200
3	旭街146号線4号橋	市道旭街146号線	2.00	1	4.90	5.05	10.10	地上
4	旭街146号線3号橋	市道旭街146号線	11.30	2	1.80	2.00	22.60	地上
5	旭街625号線1号橋	市道旭街625号線	2.10	1	10.00	9.98	20.96	地上
6	旭街601号線1号橋	市道旭街601号線	2.00	1	4.60	4.70	9.40	地上
7	旭街23号線1号橋	市道旭街23号線	3.40	1	4.30	4.71	16.01	地上
8	旭街82号線1号橋	市道旭街82号線	3.30	1	4.20	4.76	15.71	地上
9	旭街634号線1号橋	市道旭街634号線	2.00	1	4.60	4.60	9.20	地上
10	旭街3号線1号橋	市道旭街3号線	5.60	1	4.00	4.25	23.80	地上
11	旭街178号線1号橋	市道旭街178号線	5.30	1	2.70	2.98	15.79	地上
12	旭街870号線1号橋	市道旭街870号線	2.00	1	3.20	3.20	6.40	地上
13	旭街188号線1号橋	市道旭街188号線	5.80	2	2.70	3.28	19.02	地上
14	旭街58号線1号橋	市道旭街58号線	3.90	1	7.70	8.14	31.75	地上
15	旭街31号線1号橋	市道旭街31号線	5.90	1	5.10	5.49	32.39	地上
16	旭街189号線1号橋	市道旭街189号線	4.80	1	4.40	4.91	23.57	地上
17	本宮橋	市道旭街191号線	4.70	1	7.10	7.84	36.85	地上
18	旭街662号線1号橋	市道旭街662号線	3.40	1	6.00	5.96	20.26	地上
19	旭街156号線1号橋	市道旭街156号線	3.40	1	4.30	4.30	14.62	地上
20	旭街206号線1号橋	市道旭街206号線	5.80	1	4.20	4.50	26.10	地上
21	旭街206号線2号橋	市道旭街206号線	5.60	2	6.90	7.18	40.21	地上
22	旭街172号線1号橋	市道旭街172号線	7.50	1	3.80	3.98	29.85	地上
23	いかたつ橋	市道旭街3号線	12.80	1	6.10	6.96	89.09	地上
24	旭街213号線1号橋	市道旭街213号線	2.10	1	2.40	2.37	4.98	地上
25	旭街227号線1号橋	市道旭街227号線	3.20	1	2.00	2.03	6.50	地上
26	旭街226号線1号橋	市道旭街226号線	2.80	1	3.20	3.48	9.74	地上
27	旭街240号線1号橋	市道旭街240号線	8.80	1	1.50	2.03	17.86	地上
28	旭街250号線1号橋	市道旭街250号線	5.00	1	3.80	4.75	23.75	地上
29	旭街257号線1号橋	市道旭街257号線	3.40	1	7.10	7.60	25.84	地上
30	旭街315号線1号橋	市道旭街315号線	2.40	1	5.20	5.20	12.48	地上
31	旭街312号線1号橋	市道旭街312号線	2.70	1	4.10	4.05	10.94	地上
32	旭街722号線1号橋	市道旭街722号線	4.00	1	5.20	5.19	20.76	地上
33	旭街603号線1号橋	市道旭街603号線	3.00	1	4.40	5.00	15.00	地上
34	旭街738号線1号橋	市道旭街738号線	4.20	1	3.10	3.36	14.11	地上
35	旭街747号線1号橋	市道旭街747号線	6.10	1	4.30	4.72	28.79	地上
36	旭街578号線1号橋	市道旭街578号線	3.50	1	6.60	6.85	23.98	地上
37	旭街582号線1号橋	市道旭街582号線	3.50	1	3.20	3.51	12.29	地上
38	旭街612号線1号橋	市道旭街612号線	3.70	1	5.20	5.37	19.87	地上
39	旭街667号線1号橋	市道旭街667号線	2.40	1	5.70	5.74	13.78	地上
40	旭街885号線1号橋	市道旭街885号線	5.50	1	8.10	8.95	49.23	地上
41	旭街727号線1号橋	市道旭街727号線	3.80	1	8.20	8.76	33.29	地上
42	旭街728号線1号橋	市道旭街728号線	3.30	1	6.80	7.35	24.26	地上
43	旭街736号線1号橋	市道旭街736号線	3.00	1	6.10	6.12	18.36	地上
44	旭街914号線1号橋	市道旭街914号線	2.70	1	7.30	7.63	20.60	地上
45	旭街5号線2号橋	市道旭街5号線	3.80	1	2.90	3.23	12.27	地上
46	福井扇橋	市道旭街566号線	11.90	1	6.50	7.70	91.63	橋梁点検車 BT-200
47	長尾橋	市道旭街156号線	8.60	1	8.30	9.27	79.72	地上
48	桜橋	市道旭街258号線	7.10	1	8.50	9.25	65.68	地上
49	旭街883号線1号橋	市道旭街883号線	8.10	1	4.00	5.20	42.12	地上
50	旭街883号線2号橋	市道旭街883号線	9.70	1	4.00	5.20	50.44	地上
51	河内神橋	市道鏡140号線	19.50	1	2.00	2.60	50.70	特殊高所技術
52	朝倉315号線2号橋	市道朝倉315号線	3.50	1	8.80	9.46	33.11	地上

区域別 橋梁No.	道路橋名	路線名	橋長(m)	径間数	幅員(m)	全幅(m)	面積(m2)	備考
53	朝倉315号線1号橋	市道朝倉315号線	6.00	1	4.20	4.45	26.70	地上
54	朝倉13号線5号橋	市道朝倉13号線	6.60	1	10.80	11.45	75.57	地上
55	敷か奈路橋	市道土佐山209号線	48.00	2	4.00	5.00	240.00	橋梁点検車 BT-200, 特殊高所技術
56	秦10号線4号橋	市道秦10号線	3.50	1	4.50	4.83	16.91	地上
57	秦10号線3号橋	市道秦10号線	3.80	1	6.50	6.72	25.54	地上
58	秦10号線2号橋	市道秦10号線	5.20	1	4.00	4.18	21.74	地上
59	秦10号線1号橋	市道秦10号線	5.40	1	2.60	2.91	15.71	地上
60	秦1号線1号橋	市道秦1号線	7.60	1	4.10	4.69	35.64	橋梁点検車 BT-200
61	秦198号線1号橋	市道秦198号線	3.20	1	3.50	3.78	12.10	地上
62	秦1号線2号橋	市道秦1号線	2.60	1	3.40	3.38	8.79	地上
63	秦2号線3号橋	市道秦2号線	5.00	1	4.00	4.44	22.20	地上
64	秦15号線1号橋	市道秦15号線	6.00	1	4.40	5.15	30.90	地上
65	秦2号線1号橋	市道秦2号線	2.60	1	6.00	5.95	15.47	地上
66	鎌研橋	市道秦9号線	7.00	1	2.50	3.20	22.40	地上
67	秦9号線2号橋	市道秦9号線	2.60	1	3.90	3.90	10.14	地上
68	秦2号線4号橋	市道秦2号線	2.60	1	4.00	4.30	11.18	地上
69	秦2号線5号橋	市道秦2号線	5.50	1	4.00	4.31	23.71	地上
70	秦18号線1号橋	市道秦18号線	3.00	1	3.00	3.18	9.54	地上
71	車谷橋	市道秦20号線	7.40	1	6.00	6.70	49.58	地上
72	秦23号線1号橋	市道秦23号線	4.50	1	2.00	2.00	9.00	地上
73	秦25号線1号橋	市道秦25号線	8.90	1	2.40	3.00	26.70	地上
74	秦26号線1号橋	市道秦26号線	7.20	1	4.00	4.64	33.41	地上
75	秦27号線1号橋	市道秦27号線	8.40	1	2.50	2.92	24.53	地上
76	秦2号線7号橋	市道秦2号線	3.60	1	4.50	4.76	17.14	地上
77	秦30号線2号橋	市道秦30号線	4.00	1	4.80	5.33	21.32	地上
78	北谷橋	市道秦179号線	8.10	1	4.00	4.52	36.61	地上
79	勿橋	市道秦69号線	12.50	1	5.50	6.50	81.25	地上
80	秦35号線1号橋	市道秦35号線	2.50	1	4.90	5.40	13.50	地上
81	秦3号線4号橋	市道秦3号線	9.10	1	13.60	14.21	129.31	地上
82	宇津野橋	市道秦3号線	8.50	1	7.00	8.20	69.70	地上
83	秦45号線1号橋	市道秦45号線	9.30	1	3.00	4.00	37.20	地上
84	轟橋	市道秦65号線	8.50	1	2.30	2.90	24.65	地上
85	秦79号線1号橋	市道秦79号線	3.60	1	3.40	3.61	13.00	地上
86	秦97号線1号橋	市道秦97号線	7.90	1	3.40	4.12	32.55	地上
87	秦295号線1号橋	市道秦295号線	2.70	1	4.30	4.61	12.45	地上
88	東谷川橋歩道橋	市道秦7号線	13.40	1	3.50	4.30	57.62	地上
89	淋ヶ谷川橋	市道秦363号線	12.00	1	6.30	7.45	89.40	橋梁点検車 BT-200
90	宇津野3号橋	市道秦3号線	8.40	1	5.00	6.20	52.08	地上
91	秦3号線2号橋	市道秦3号線	3.60	1	9.30	9.86	35.50	地上
92	秦3号線3号橋	市道秦3号線	9.90	1	9.40	10.16	100.58	地上
93	秦387号線1号橋	市道秦387号線	8.80	1	4.80	5.36	47.17	地上
94	秦95号線1号橋	市道秦95号線	2.10	1	3.60	3.60	7.56	地上
95	琵琶橋歩道橋	市道初月139号線	35.80	2	2.00	2.60	93.08	特殊高所技術
96	旭街7号線2号橋	市道旭街7号線	4.00	1	2.70	2.73	10.92	地上
97	旭街7号線1号橋	市道旭街7号線	4.30	1	2.50	2.69	11.57	地上
98	旭街5号線1号橋	市道旭街5号線	3.10	1	2.90	3.10	9.61	地上
99	旭街581号線1号橋	市道旭街581号線	3.30	1	4.80	5.12	16.90	地上
100	旭街146号線5号橋	市道旭街146号線	3.00	1	5.00	5.10	15.30	地上
101	旭街146号線7号橋	市道旭街146号線	12.00	2	1.80	1.99	23.88	地上
102	旭街146号線8号橋	市道旭街146号線	2.00	1	4.70	5.08	10.16	地上
103	七日田橋	市道初月76号線	27.20	1	2.00	2.80	76.16	地上
104	落合橋1	市道初月91号線	71.90	4	4.00	4.60	330.74	橋梁点検車 BT-200

[令和8年度 道路橋定期点検 発注位置図]



8-2

単位：橋									
地区	合計	重要	一般	橋梁 点検車	特殊高 所技術	高所 作業車	船舶・ フロート	吊足場	備考
鏡	1	1	0	—	1	—	—	—	
土佐山	2	1	1	1	1	—	—	—	『点検車,特殊高所』共に使用1橋
秦	38	0	38	2	—	—	—	—	
初月	10	3	7	1	1	—	—	—	
旭街	50	0	50	3	—	—	—	—	
鴨田	3	0	3	—	—	—	—	—	
合計	104	5	99	7	3	0	0	0	